

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令について

改正の内容

岩国飛行場が平成24年12月13日に民間空港として供用開始。
→国内定期便の就航(国税である航空機燃料税が発生)に伴い、
航空機燃料譲与税の対象となるため、岩国飛行場を政令に追加する改正が必要。

(航空機燃料譲与税の概要)

譲与先	空港関係市町村及び空港関係都道府県
譲与総額	航空機燃料税(国税)の収入額の9分の2に相当する額 (平成24年度予算額 127億円)
譲与時期	毎年度9月及び3月

(航空機燃料譲与税の対象)・・・98空港 129市町村 38都道府県
今回の改正で岩国飛行場を追加。

岩国飛行場の概要

- ・種 別：共用空港
- ・設置管理者：米軍
- ・位 置：山口県岩国市
- ・供用開始日：平成24年12月13日
※平成25年3月譲与分から対象